平成２９年（フ）第１６２８号
横浜市戸塚区原宿５丁目31番５―502号
債務者　寒河江夏樹
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０５号
東京都昭島市美堀町３丁目23番９号
債務者　大木　厚志
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１８４号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目16番14号コーポみどり106号、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町699番地キングスコート浜松笠井403号
債務者　岡本　和樹
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１８５号
静岡県浜松市中区高丘西１丁目16番14号コーポみどり106号、前住所静岡県浜松市東区笠井新田町699番地キングスコート浜松笠井403号
債務者　岡本　由佳
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１６２７号
横浜市中区本牧町２丁目312番地14　ロサブリーズ本牧701号室
債務者　平木　孝司
1　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５７１号
北九州市八幡西区岸の浦２―５―３　リッツヒルズ黒崎605号、開始決定時の住所北九州市八幡東区諏訪１丁目３番12―706号
破産者　馬杉　　博
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４号
鹿児島県鹿屋市今坂町12414番地６
破産者　梶丸　　誠
1　決定年月日　平成29年８月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１４４号
仙台市若林区大和町１丁目３番20号　晃和コーポ201
破産者　戸梶　憲治
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
仙台市宮城野区苦竹２丁目３番45号　コーポ熊谷102、従前の住所仙台市宮城野区岩切字洞ノ口191番地の２　コーポカルチャー201
破産者　堀江　昭彦
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１８０７号
名古屋市西区上小田井２丁目292番地の２　ビルド・ジュン501号、従前の住所名古屋市守山区小幡太田１番32号　近鉄小幡ビル３Ａ
破産者　小原　賢治（旧姓江藤）
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５０号
岡山県玉野市玉６丁目29番17号
破産者　丹羽　容子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２３号
名古屋市北区如意４丁目13番地　長谷川ビル31号、従前の住所名古屋市北区楠５丁目416番地の２
破産者　伊井野内装こと　伊井野直行
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７９号
名古屋市名東区高社２丁目73番地　大丸コーポラス103号、開始決定時の住所名古屋市千種区星ケ丘１丁目23番地の４　アーバンラフレ星ケ丘10―2501号
破産者　村田　裕司
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４４号
愛知県瀬戸市京町２丁目５番地、従前の住所愛知県知立市牛田１丁目113番地　ＣＥＮＴＲＡＩＲ103号
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５２７号
名古屋市港区東土古町２丁目20番地の１　浅野ビル４―Ａ号
破産者　鬼頭　政広
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５６号
兵庫県三田市上井沢350番地
破産者　大下　芳弘
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部